資料閲覧申込様式１

**資料閲覧申込書**

令和　年　月　日

小田原市長　守屋　輝彦　様

小田原市下水道管路包括的維持管理業務に係る資料閲覧を次のとおり申し込みます。

１　申込者

|  |  |
| --- | --- |
| 法人名 |  |
| 部署名 |  |
| 担当者名 |  |
| 電話番号 |  |
| 電子メール |  |

２　貸与希望日時

|  |  |
| --- | --- |
|  | 日時 |
| 第一希望 | 令和４年　　月　　日（　）　　午前・午後　　　時　　　分 |
| 第二希望 | 令和４年　　月　　日（　）　　午前・午後　　　時　　　分 |
| 第三希望 | 令和４年　　月　　日（　）　　午前・午後　　　時　　　分 |

※１　希望日は、４月18日（月）までとします。

※２　資料閲覧の日時は、申込者の希望日時を踏まえて市から通知する。市職員が立ち会う予定のため、希望に添えない場合があります。

※３　資料閲覧時に、【資料閲覧申込様式２】守秘義務に関する誓約書を持参すること。

資料閲覧申込様式２

令和　　年　　月　　日

小田原市長　守屋　輝彦　様

|  |  |
| --- | --- |
| 住所または所在地 |  |
| 商号または名称 |  |
| 代表者 | 　　　　　　　　　　　　　　　　㊞ |

**守秘義務の遵守に関する誓約書**

「小田原市下水道管路包括的維持管理業務」（以下「本業務」という）における業務提案等を検討することを目的（以下「本目的」という）として、本誓約書の提出を条件とする閲覧資料の閲覧を希望します。閲覧に当たっては、次の事項を遵守することを誓約します。

（利用の目的）

第１条　当社は、本目的のためにのみ閲覧を行うものであり、本目的以外の目的のために閲覧資料を利用しません。

２ 当社は、本目的を達するため必要な範囲及び方法で、当社が業務を委託する弁護士、公認会計士、税理士等に対し、閲覧資料の全部または一部を開示することができるものとします。

３ 当社は、本書記載の遵守事項と同一の守秘義務の履行を小田原市上下水道局（以下「本市」という）に対して誓約した場合に限り、本目的を達するため必要な範囲及び方法で、事前の書面による通知を行った上で、当社の関連会社（ここでいう関連会社とは当社が出資を受けている親会社並びに当社の連結子会社及び当社の持分法適用会社を指します。）及び協力企業（本目的に関し、協力を依頼する者等を指します。）（以下「第二次被開示者」と総称します。）に対し、閲覧資料の全部または一部を開示することができるものとします。

４ 当社は、自らの責任において、前２項の定めにより閲覧資料の全部または一部の開示を受けた者をして本誓約書に定める義務を遵守させるものとし、これらの者がかかる義務に違反した場合には、当社が本誓約書に違反したとみなされて責任を負うことを約束します。

５ 当社は、本市から提供される全ての閲覧資料は、参考のために提供されるものであり、本市はその内容の正確性について一切の責任を負わないことを承認します。

（秘密の保持）

第２条　当社は、本市から提供または開示を受けた閲覧資料を秘密として保持するものとし、前条に定める場合または本市の事前の承諾ある場合のほか、第三者に対し開示しません。なお、本市の承諾は、当社、当社の第二次被開示者ごとに個別に受けるものとします。

（善管注意義務）

第３条　当社及び当社の第二次被開示者は、本市から提供または開示を受けた閲覧資料を、善良な管理者としての注意をもって取り扱うことを約束します。

（個人情報の取扱い）

第４条　個人情報に該当するものについては、法令等により本市及び当社に認められる範囲内で本市から提供を受けた閲覧資料のうちでのみ利用、保持し、かつ、法令等により本市及び当社に要求されるところに従い適切な管理を行うことを約束します。

（期間）

第５条　本書に基づき、当社請負義務は、本業務にかかる調達終了後であっても、存続するものとします。

（損害賠償義務）

第６条　当社の本書に違反する行為により秘密が漏洩した場合、当社は、それにより本市に生じた損害を賠償することを約束します。

（書類の破棄）

第７条　本市から提供または開示を受けた閲覧資料は、本目的のために遂行する業務が終了した時点で、その写しを含めてすべて速やかに破棄することを約束します。また、この場合において、当社の第二次被開示者に対して閲覧資料の全部または一部を開示していたときは当社の第二次被開示者に対して、開示を受けた資料及びその写しをすべて速やかに破棄させることを約束します。

２ 法令等または司法機関若しくは行政機関の判決、決定、命令等により閲覧資料の情報を保持することが義務付けられているため、前項の規定により閲覧資料を破棄することができない場合、当社及び当社の第二次被開示者は、その理由を付して破棄予定日を通知することとし、情報保持を義務付けられた期間が経過したときは、速やかに当該資料・情報等をその写しを含めてすべて破棄することを約束します。

３ 当社及び当社の第二次被開示者は、前２項の規定に基づき閲覧資料を破棄したときは、本市に対し、その旨報告します。

（その他）

第８条　当社は、第１条から第７条までに定めるほか、守秘義務に必要な措置を講じます。

以上

資料閲覧申込様式３

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 貸与する資料の名称 | 貸与方法 | ファイル形式 |
| 令和３年度　下水道事業の概要 | DVD | PDF |
| 小田原市下水道ストックマネジメント計画 | PDF |
| 下水道計画一般図 | CAD |
| 小田原市公共下水道台帳（管渠、人孔、取付管、公共ます） | ShapeEXCEL |
| 計画的点検業務　実施箇所図・実施箇所一覧表 | PDF |
| 計画的清掃業務　実施箇所図・実施箇所一覧表 | PDF  |
| 各業務仕様書 | WORD,EXCEL PDF |